

函館市監査公表第 2 1 号

函館市教育委員会教育長から，財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，当該通知（写）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 67 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により，別紙のとおり公表する。

平成 2 9 年 5 月 2 6 日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治



函 教 管

平成29年 4月28日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市教育委員会

教育長 辻 俊 行



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	教育委員会		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（ ）		
監査等実施期間	平成28年8月31日～平成28年11月10日	講評日	平成28年11月11日
調査対象事項名	公の施設の指定管理者監査 施設名 函館市青年センター 団体名 函館市青年サークル協議会グループ		
指摘事項、意見・要望事項			
指定管理者が行う事業については、函館市青年センターの管理に関する協定書（以下「協定書」という。）および函館市青年センター管理業務処理要領（以下「要領」という。）において、承認を受けた事業計画に基づき実施するとしているところ、指定管理者は計画にない教養講座について、教育委員会に届け出ることなく実施していたほか、自主（主催）事業について、口頭により実施についての連絡をしたものの、承認手続きを経ないまま実施した事業があったことから、協定書および要領に則った適切な手続きが図られるよう、指定管理者への指導はもとより、業務実施状況の確認の徹底に努められたい。			
措置内容，対応・考え方			
指定管理者による教養講座や主催および自主事業について、年度当初に承認した事業計画を年度途中で変更する際は、遺漏なく承認申請を行うよう指定管理者に指導を徹底することとし、また、市としても業務実施状況の確認について徹底するよう努めます。			



函 教 管

平成29年 4月28日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市教育委員会

教育長 辻 俊 行



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，次のとおり通知します。

部 局 名	教育委員会		
監 査 の 種 類	定期監査・ <u>財政援助団体等監査</u> ・その他（ ）		
監査等実施期間	平成28年8月31日～平成28年11月10日	講評日	平成28年11月11日
調査対象事項名	公の施設の指定管理者監査 施設名 函館市青年センター 団体名 函館市青年サークル協議会グループ		
指摘事項， <u>意見</u> ・要望事項			
教養講座については，指定管理者が行う業務として管理委託料に所要経費が積算され，また，要領において，指定管理者は講座事業実施にあたっては実費相当分の費用を受講料として徴収することができるとしているところ，指定管理者は当該実費相当分を超えて受講料を徴収していることから，その取扱いについては，管理委託料の積算と合わせ整理する必要があるものと思料する。			
措置内容，対応・考え方			
教養講座の実施にあたっては，実費相当分の受講料を徴収することができるとしているが，受講料の設定が実費相当分を超えていることから，指定管理者には，適正な受講料の設定や教養講座事業費の見直しなどについて指導してまいりたい。			